

総務委員会会議記録（第1号）

令和7年 6月26日

福島県議会

1 日時

令和7年 6月26日(木曜)

午前 10時59分 開会

午後 2時49分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、江花圭司委員、古市三久委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管
分外13件、議員提出議案第89号外1件及び請願4件である。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課五十嵐主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外12件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「6月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、私学・法人課長の説明を求める。

私学・法人課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、施設管理課長の説明を求める。

施設管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、市町村行政課長の説明を求める。

市町村行政課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

江花圭司委員

総22ページ、県税収入の増要因を説明願う。

税務課長

主なものとして、まず、法人事業税について令和6年度の申告が出そろい、法人所得が想定を上回ったことにより19億円程度増加している。

次に、地方消費税で物価の上昇や個人消費の伸びが想定を上回ったことにより増加している。地方消費税の譲渡割で4億2,000万円程度、貨物割で輸入量の増加が想定を上回ったことにより6億1,400万円程度の合計約10億円増加している。

江花圭司委員

総76ページの「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について改正内容は理解したが、介護休暇の取得者数、期間などの現状と休暇取得中の代替職員について説明願う。

人事課長

介護休暇は3回までの異なる期間に分割して合計6月まで取得することができ

る制度である。令和5年度の実績では、知事部局で5人が取得している。介護休暇とは別に介護時間の制度もあり、連続する3年の期間中に、1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができる。この制度における5年度の取得者は、知事部局で0人である。

次に、介護休暇中職員の代替について、まず所属において現在の人員で対応できるか検討し、所属での対応が困難な長期間の場合は、部局内での再配置等を検討し対応している。

古市三久委員

総39ページ、福島県税条例の一部を改正する条例の2の(3)軽油引取税について、詳細を説明願う。

税務課長

円滑化協定は、自衛隊と相手国の軍隊の相互訪問を円滑にすることを目的にした協定である。まだ全国的にも事例はないが、本県で相手国が軽油を引き取って使用する場合に軽油引取税を免除する。地方税法の改正に伴うものである。

古市三久委員

該当する国はアメリカ合衆国か。

税務課長

これまでオーストラリアと英国が該当している。今後ほかの国も該当する可能性はあるが、詳細については承知していない。

古市三久委員

アメリカ合衆国は該当しないとの理解でよいか。

税務課長

アメリカ合衆国については、別の法律により軽油引取税等の地方税が課税免除や非課税となっている。

古市三久委員

総56ページの議案第3号で県税の課税免除適用期限が延長されているものがある。この背景について説明願う。

税務課長

課税免除及び不均一課税について国の減収補填の対象になっている。昨年度末に施行されたそれらの減収補填の期限を延長する省令に対応するため条例を改正

するものである。

古市三久委員

その背景は何か。

税務課長

詳細な背景については承知していない。

宮川えみ子委員

円滑化協定について、今回の条例改正で今後の協定締結にも対応できるとの理解でよいか。

税務課長

今後新たに協定を締結する際は、政令で指定する制度に改正されており、条例改正は不要である。

宮川えみ子委員

大学生年代の子等に関する個人県民税の特別控除について、対象者数を聞く。

税務課長

まず制度について説明する。これまでは、合計所得金額が103万円以内の場合は扶養控除の対象であったが、今回の特定親族特別控除の創設により、合計所得金額が150万円までは特定扶養控除に該当し、150万円を超えた部分については段階的に控除額は減少するが、子供の収入が188万円までは控除の対象となる。該当する学生の月収は12～13万円程度であり、扶養者の所得に対する控除であるため学生100人中、2～3人程度と想定している。

宮川えみ子委員

説明資料で、対象は「19歳以上23歳未満の親族等」となっているが、対象は学生のみか。

税務課長

扶養されている親族が対象である。

江花圭司委員

総79ページの議案第11号について、2（2）の病院等特殊業務手当額を現行の5万円から13万円に増額する算出根拠を聞く。また、僻地診療所の駐在員は看護師免許の有資格者か。僻地診療所の対象施設と駐在員の業務についても併せて聞く。

人事課長

対象は南会津病院に駐在している医師である。診療業務に従事しながら、三島町の宮下病院、只見町の朝日診療所等において急病等の理由により一時的に医師が不在になる場合に診療支援を行っている。手当額は、病院局が同様の診療支援を行っている医師への支払額と同額である。

江花圭司委員

奥会津、南会津地方担当の医師は1人か。

人事課長

現状は南会津病院の医師1人が手当の対象である。

江花圭司委員

診療支援は、急病等のほか訪問看護やみとり等についても対象になるのか。

人事課長

総務部の所管ではないため、詳細については保健福祉部に確認願う。

宮川えみ子委員

総1ページの私立学校振興助成費について、世帯の所得制限撤廃による高等学校等の授業料支援制度であると思うが、対象者数と1人当たりの支援額を聞く。

私学・法人課長

高校生等臨時支援金の対象者数は、約2,500人と想定しており、1人当たりの支援額は11万8,800円である。

古市三久委員

総56ページの議案第3号、県内の地域経済牽引事業促進区域はどこか。

税務課長

県内全域が対象になる。国の基本方針に基づき各市町村が基本計画を策定し、要件を満たしていれば国が同意するものである。該当する具体的な事業例としては、県北地域では情報通信機械器具や輸送用機械器具製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野、相双地区では航空宇宙産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野がある。エリアについては、市町村の要望で全域を設定する場合もあれば、特定の工業団地のみに絞る場合もある。

古市三久委員

県内にはどの程度のエリアがあるのか。

税務課長

平成29年度からの制度であり、県税では不動産取得税のみ課税免除対象になるため、該当は1件である。県では事業者に対し、同じ課税免除でも不動産取得税に加えて事業税も対象になるなど有利な制度を説明している結果、現状、エリアも課税免除も1件である。

古市三久委員

県内の指定エリアはどこか。

税務課長

会津地区の製造業と承知している。

高宮光敏委員長

議案に対する質疑の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

この際、税務課長より発言を求められているのでこれを許す。

税務課長

午前中、議案第3号に関連し古市委員より指摘のあった地域経済牽引事業促進区域について答弁する。

まず、制度を説明する。所管は商工労働部企業立地課であり、国の基本方針に基づいて市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国が当該計画に同意する手順である。県北、県中、県南、会津及び南会津、相双、いわきの県内6地域において基本計画を策定し令和6年4月1日付けで国の同意を得ている。指定を受けている1件は、会津若松市内にある企業で、先端産業向け高度部材産業の集積を活用した医療関連産業分野として課税免除対象となっている。

高宮光敏委員長

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

総72ページの議案第8号、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容について、選挙執行に関連する報酬の引上げと理解したが、選挙長、選挙分会長などの具体的な役割を説明願う。

人事課長

まず、選挙長は、立候補届出の受理、得票の確定、当選人の決定等を行う者であり、県選挙管理委員会の委員長が担うため、該当者は1人である。

次に、選挙分会長は、衆議院選挙や参議院の比例代表選挙において都道府県ごとに1人選任され、主に各都道府県の政党得票数の確定を行う。

次に、選挙立会人は、候補者が3人以上10人以下を届け出るものと規定されており、3人に達しないときには選挙長が選任することとなっている。主な役割は、選挙会に立ち会い、適正な事務の執行を確認することである。

次に、審査分会長は、最高裁判所裁判官の国民審査に関する業務を担う者で、国民審査が行われる際に都道府県ごとに1人配置される。主な役割は都道府県ごとの審査結果の確定である。

最後に、審査分会立会人は、審査分会の適正な事務の執行を確認する役割であり、選挙人名簿の中から一般人3人が選任される。

宮川えみ子委員

各投票所での立会人も含まれるのか。

人事課長

今説明した選挙長等は投票所にいる人ではない。

宮川えみ子委員

投票所の立会人の報酬はどのように決められるのか。

市町村行政課長

投票立会人については、国政選挙、県知事等の選挙、市町村の首長等の選挙において、国、県、市町村でそれぞれが負担している。

宮川えみ子委員

投票所立会人の報酬の増額を要望する。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

令和7年2月定例会で山口洋太議員が質問した県立医科大学からの医師派遣については、私学・法人課で中期目標を策定し、その目標に向けて医大が努力していると認識しているが、6年度の医大からいわき市への常勤・非常勤医師派遣依頼への対応率を聞く。

私学・法人課長

最新の実績は、令和5年度で約70%である。

古市三久委員

実績は常勤・非常勤の医師派遣についての合計か。

私学・法人課長

第4期中期目標における県立医科大学医師派遣の常勤・非常勤医師の取扱いについては、医師の派遣には様々なケースが想定されるため、中期目標の指標である医師派遣依頼への対応率84%以上には常勤・非常勤の別を明記していない。

例えば、医大から医師が転籍して常勤となる場合や非常勤として派遣する場合など同一の尺度で捉えることが非常に難しいため、県としては引き続き医大に対して、常勤、非常勤ともに積極的な派遣を求めていく。中期目標上の表記については、今後も引き続き整理していく。

古市三久委員

いわき医療圏への医師派遣は常勤が35%、非常勤では、いわきは70%、その他の地域はおおむね80%を超えている。常勤と非常勤を合わせると、いわきは49%であるが相双は76%、南会津も70%を超えており、その他の地域も70~80%である。

いわき医療圏については、これまでの経過から難しいことは承知しているが、他地域との差が大きすぎると感じている。地域差の縮減は私学・法人課の責任だけで

はないと思うが、目標を設定した以上はどのようにその目標を達成するのかが問われている。この点についてどのように考えているのか。

私学・法人課長

委員指摘のとおり医師の派遣は非常に重要である。所管する保健福祉部としっかりと連携し、県立医科大学の医師派遣に取り組んでいく。また、今後も医大と医師派遣についてしっかりと整理を進めていく。

古市三久委員

非常に難しい問題も多いが、目標に近づけていく努力をしてほしい。

私学・法人課長

医師の派遣率向上に向けてしっかりと取り組んでいく。

古市三久委員

福島学院大学の安田信二教授から公文書管理についての資料が送付された。県は公文書の取扱いについてどのように認識しているのか。

文書法務課長

福島県文書等管理規則に基づき、各部局の職員が適切に公文書を管理していると考えている。なお、より適切な運用に関し今後も検討を進めていく。

古市三久委員

安田教授の資料を読むと適切に公文書が管理されているとは思えない。非常に不十分であり、問題点を改善していく必要がある。東日本大震災関連文書29万点についてはデジタル化も非常に遅れており、他県と比較すると公開方法等を含めて問題があると思う。震災関連文書のデジタル化について進捗状況を聞く。

文書法務課長

震災等関連公文書については、将来的な評価・分類に向け、各部局に対し、当該文書の保存期間を延長して適切に保管するよう通知している。なお、本庁分の約3,500箱は東分庁舎に保管している。委員指摘のデジタル化は今後検討を進めていく予定であり、現在、当課において、当該震災等関連公文書の内容を把握する作業に着手したところである。

古市三久委員

デジタル化に向けての進捗状況を聞く。

文書法務課長

まず、当該文書の内容を把握した上で、評価分類基準を作成する。しっかりと評価分類を行った上でデジタル化の検討を行っていくことになる。現時点で紙資料のデジタル化の作業には着手していない。

古市三久委員

デジタル化を進めるためには予算を確保しなければならない。東日本大震災から14年経過しているため、今年度中にデジタル化に向けた方向性を明確にしてほしいが、どうか。

文書法務課長

先ほど述べたとおり、まずは、震災等関連公文書の内容を精確に把握した上で今後の保管方法を検討していく。

古市三久委員

県の歴史資料館にも多くの未整理文書があることは大きな問題だと思うが、県の認識を聞く。

文書法務課長

福島県文書等管理規則や総務部長依命通知に基づき、歴史的価値がある文書については歴史的資料として県歴史資料館に寄託している。県歴史資料館での一般利用については所蔵資料目録を作成した上で行うこととなるが、未整理の文書もあり一般利用に向けた作業が進んでいない状況にある。

古市三久委員

東日本大震災なども含め歴史的価値がある文書は、しっかりと保存し将来に向けて記録が分かるようにしていく必要がある。そのためには、県として現在の公文書管理のルールを変え、予算を確保し、計画を立てて実現を図る必要があると思うが、県の考えを聞く。

文書法務課長

震災等関連公文書をはじめ歴史的資料の適切な管理の在り方については、今後広く検討を進めていく。

古市三久委員

新型コロナウイルス感染症関係の文書の取扱方法を聞く。

文書法務課長

先ほど述べたとおり、現在、まずは、震災等関連公文書の内容を精確に把握する

作業を当課において行っているが、新型コロナウイルス感染症関係書類については、今後その把握に努めていく。

古市三久委員

県が作成した文書は電子データでサーバーに保管されているのではないのか。

文書法務課長

紙保存が原則であるが、昨年7月から電子決裁が導入されたことから電子決裁文書については電子データで保存されている。現状は、紙媒体と電子データにより保存している。

古市三久委員

紙媒体、電子データに関わらず保存する際のルールをしっかりとつくるべきである。今はもうデジタル化の時代であるため、早急に文書管理の在り方についても見直す必要があると思うが、どうか。

文書法務課長

デジタル化の方向性も含め、文書管理の在り方については今後検討していく。

古市三久委員

公文書管理については非常に大きな問題であり早急に整理する必要があると思うが、この点について部長の答弁を求める。

総務部長

委員の指摘を受け、見直すかどうかも含めてこれから検討していく。

古市三久委員

見直すかどうかも含めてではなく、見直す時期だと思う。見直すことを前提に検討願う。

次に、会計年度任用職員制度について、令和7年度のフルタイムとパートタイムの人数、男女比について聞く。

人事課長

令和7年度の会計年度任用職員数は、全体で1,550人、フルタイムが137人、パートタイムが1,413人である。全体の男女比は男性801人で約52%、女性749名で約48%である。

古市三久委員

フルタイムとパートタイムの男女比を聞く。

人事課長

フルタイム137人のうち男性34人、女性103人、パートタイム1,413人のうち男性767人、女性646人である。

古市三久委員

パートタイムの職種と平均勤務時間を聞く。

人事課長

例えば、会計年度任用労務職員の農場管理員の場合は、おおむねパートタイムである。平均勤務時間については、特定会計年度任用職員も含め雇用する各部局で勤務時間を決めて募集しているため、総務部では把握していない。

古市三久委員

フルタイム137人の予算額を聞く。

人事課長

会計年度任用職員については、各部局において予算を計上していることから、総務部では把握していない。

古市三久委員

会計年度任用職員の人件費はどの予算に計上されているのか。

財政課長

全て人件費に計上している。

古市三久委員

事業費に計上しているのではないのか。

財政課長

職員費ではないが、人件費として予算計上している。

古市三久委員

各部局の予算書には会計年度任用職員の人件費全てが計上されているということか。

財政課長

そうである。

古市三久委員

先ほど、人事課長から会計年度任用職員については各部局で予算計上しているため総務部では分からないとの答弁であったが、予算書に計上しているのであれば積

算できるはずである。部局ごとの人数と予算額について後ほど個人的に確認したい。

財政課長

回答できるかどうかも含め検討する。

古市三久委員

先日の新聞記事によると、鳥取県では会計年度任用職員の常勤化を進めている。本県では若い女性の県外流出が問題となっており、若い女性に県内に残ってもらうためにも雇用面で様々な対策を考えていかなければならない。圧倒的に女性が多い会計年度任用職員の常勤化を考える必要があるのではないかと。6月2日に内閣府の男女共同参画会議において議論された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(女性版骨太の方針2025)」の原案には、いわゆるM字カーブの解消に向けた取組の強化、正規雇用の女性の就業継続を支援するだけでなく、非正規雇用で働く女性の確保や妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員に転換する取組を同時に進めていく必要があると記載されている。本県においても女性を非正規ではなく正規雇用に転換していくことが必要だと思う。鳥取県では、今年度から新たに短時間勤務職員制度を導入したとも聞いている。本県でも短時間の正規職員制度を設けて雇用するなどの制度改革を行わなければ本県の人口減少はますます加速すると思うが、こうした取組や施策の必要性について、県の考えを聞く。

人事課長

鳥取県が短時間勤務職員制度を導入したことは承知している。

本県で同様の制度が導入できるかどうかについてであるが、正規職員の任用に当たっては、公正公平を担保するため採用試験による能力実証が原則であり、厳格な成績主義が求められている。現在、職務経験者採用試験の受験資格である職務経験を有する人には本県会計年度任用職員の経験も含めており、受験により会計年度任用職員が正職員になることができるよう門戸を広げている。引き続きこの制度を運用し対応していく。

古市三久委員

労働者を非正規から正規雇用に変えていくために県がしっかりと取り組んでいかなければならない。鳥取県のような取組を考えることが本県の人口減少問題、女性活躍につながっていくため、正規雇用に向けた様々な制度を設けていく必要があると思うが、県の考えを聞く。

人事課長

委員指摘の非正規雇用を正規雇用に変えていくための様々な手法については、先ほど述べた職務経験者採用も一つの手だてであると考えている。総務省では、地方公務員の採用に当たり広く募集を行うことが望ましく、客観的な能力実証実施を行うことが必要であるとしているため、県として何ができるかについては、現在持っている窓口を含め考えていく。

古市三久委員

短時間勤務正規職員については、多様な働き方を考えている人たちに就職してもらう点からも非常によいため、しっかりと取り組んでほしい。

最後に、先日、職員等の病気休暇中は会計年度任用職員が業務を代替しているとの部長答弁があり、これまでの話も含め、今後制度の見直しが必要であると思うためぜひ前向きに検討してほしいが、部長の考えを聞く。

総務部長

人口減少対策は県政にとって大きな課題であり、どのような施策が有効なのか、幅広く検討していく。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願59号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く2件について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願44号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願44号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願45号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願45号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月1日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時46分 休憩)

(午後 1時47分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課五十嵐主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

(次長以上の新任者自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第21号外1件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「6月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

危4ページ、福島県総合情報通信ネットワーク更新工事について増額内容の詳細を聞く。

災害対策課長

県庁西庁舎に設置されているアンテナの鉄塔について現場確認を行ったところ、有害物質であるPCBが検出されたため、このPCBを安全に処分するために必要な費用等の増額である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

江花圭司委員

防災アプリの運用について、契約方法、契約相手方について聞く。

災害対策課長

契約の方法については手元に資料がないため、後ほど回答する。

契約相手方は、(株)NTTデータである。

古市三久委員

今年度から、危機管理部の組織改正により原子力安全担当次長が新設され体制が強化された。組織改正によって、これまでとは違うどのようなことを県民のために行っていくのか。

次長(原子力安全担当)

部長説明で述べたとおり、東京電力福島第一原子力発電所において燃料デブリの試験的取り出しが行われ、今後は、1、2号機の使用済み燃料の取り出しや燃料デブリの本格的な取り出しが行われるなどリスクの高い作業が長期にわたり続いて

いく。そのため、有事に備えた防災体制や監視体制の強化が必要であると考えており、今年度の組織改正により原子力安全対策課を原発構内、いわゆるオンサイトの監視業務に特化することとし、新設した原子力防災課に周辺地域のモニタリングと有事に備えた防災対応、いわゆるオフサイトの業務を集約することとした。また、原子力防災課と原子力安全対策課の業務を統括する担当次長を設置するとともに、檜葉町にあった現地駐在事務所を大熊町に移転し、トラブル事案発生時に迅速に対応できるよう体制を強化した。

私、原子力安全担当次長は、原子力防災課と原子力安全対策課が担う業務を的確に把握した上で、二つの課を統括し適時適切に必要な対応、対策を判断するなど、廃炉が安全かつ確実に実施されるよう確認し、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

古市三久委員

組織改正により、任務、役割をしっかりと決めて、今まで以上に県民の安心・安全を確保していくことが基本であるためしっかりと取り組んでほしい。

次に、ALPS処理水の放出について、今回3回目となるが東京電力は放出した総量を公表しているのか。

原子力安全対策課長

東京電力によると、ALPS処理水の海洋放出によりこれまで放出されたトリチウムの量は約20兆Bq、トリチウム以外の核種は約15億Bqである。

古市三久委員

放出される処理水には、放射性物質が含まれている核物質である炭素14やヨウ素129、テクネチウム99などがあり、ALPS（多核種除去設備）で安全基準を満たすまで浄化されるが、一方で、基準値以下の物質は含まれている。東京電力がその基準値以下の量を測って発表していることを承知しているか。

原子力安全対策課長

先ほど述べたトリチウム以外の核種約15億Bqは、ALPS処理水が海洋放出されてからこれまでに放出された総量である。例えば、炭素14の総量は12億Bq、コバルト60は3,000万Bq、ヨウ素129は1億Bqであり、それらを合計すると約15億Bqになる。

古市三久委員

これまで放出されたトリチウムは22兆Bqではないのか。

原子力安全対策課長

トリチウム放出量の合計は、令和5年度約4.5兆Bq、6年度約12.7兆Bq、今年度に行われた1回の放出で約2.9兆Bqの合計で約20兆Bqである。

古市三久委員

放出された核種の半減期は、炭素14は約5,730年、ヨウ素129は約1,570万年、テクネチウム99は約21万年であり、総量規制が定められていない。それらを今後も放出し続けていくと膨大な量の放射性物質が海にたまっていく。東京電力では、今後も放出した処理水の核種について公表を続けていくのか。

原子力安全対策課長

東京電力では、放出するALPS処理水の核種ごとの濃度、量を公表しており、それらを掛け合わせると放出する核種の総量が算出される。ALPS処理水が海洋放出される限り、今後もこれらの数値を公表していくことになっている。

古市三久委員

これから何十年放出するかは分からないが、公表して記録にとどめておくべきであることを県は東京電力に対して申し入れるべきと考えるがどうか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の海洋放出については長期にわたる取組であり、県としては、国と東京電力に対し想定外の事態が生じることのないよう万全の対策を講じるとともに情報公開を徹底するようこれからも求めていく。

古市三久委員

求めるだけでなく、県は東京電力に対し、海に放出した放射性物質を明確にして毎年公表するようきちんと文書で申し入れるべきである。県は県民のために公表結果を記録し続けるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水に関する情報公開の徹底については、6月6日の政府要望においても知事から経済産業大臣に対して東京電力への指導監督の徹底をしっかりと申し入れた。

古市三久委員

廃炉の責任者は誰か。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の廃炉の責任者は、東京電力ホールディングス株式会社であるが、福島第一原子力発電所の廃炉については国が中長期ロードマップを定め、国と東京電力が一体となって廃炉を進めている。

古市三久委員

経済産業省の東京電力改革・1F問題委員会（東電委員会）によると、福島第一原子力発電所の事故処理費用は、原子炉の廃炉・汚染水8兆円、賠償8兆円、除染4兆円、中間貯蔵1.6兆円で合計約21.5兆円と試算されているが、この試算の留意事項に経済産業省が評価したものではないと記載されており、経済産業省は自分で免責をしていることになる。つまり、国が責任を持って廃炉作業を進める責任者にはなっていない。帰還困難区域復興拠点の整備、燃料デブリ等の取り出し以降に生じる廃棄物の処分、中間貯蔵後の除去土壌等の最終処分等に要する資金は21.5兆円には含まれないと記載されているが、これには膨大な資金を要する。県が県民の安心・安全、利益を考えた場合、廃炉の責任者をきちんと明確にしていかなければ今後どうなるか分からないと思う。5月20日に原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）の更田氏が述べた内容を承知しているか。

原子力安全対策課長

NDFの更田廃炉総括監が2051年までの廃炉完了は無理と発言したことに対する県の考えについての質問と理解する。福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、国が策定した中長期ロードマップに基づき2051年までの廃止措置終了を目標に作業が進められている。その進捗について、石破首相は今年3月に本県を訪れた際、現時点では一部に遅れはあるが全体の工程に大きな支障は生じていないと発言している。福島第一原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であることから、県としては、国及び東京電力に対し、中長期ロードマップに基づき安全を最優先に着実に廃炉を前に進めるとともに、廃炉の進捗や今後の取組等について県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うよう求めている。

古市三久委員

NDFの更田氏は2051年に燃料デブリ取り出しを完了することは間違いなく無理で、中長期ロードマップの見直しは必須だと言っている。この発言に対する県の見

解について部長の答弁を求める。

危機管理部長

更田廃炉総括監の発言については、県としてNDFに確認しており、組織としては、現状、中長期ロードマップに基づいてしっかりと進めていくとの回答があった。また、政府の現在の見解でも、若干の遅れがあるものの中長期ロードマップに基づいて進めていくとのことであり、県としては、その進捗を注視していく。

古市三久委員

このような専門家の発言内容について考えていかなければならない。2051年も間近であるため、県は科学的な根拠を持って2051年までに廃炉が可能であるのか説明できるように、県独自に専門家を集め意見を聞くなどの取組を行う必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップについては、国が福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく上で基本的な考え方や主要な廃炉作業などを定め、廃止措置終了を2051年までとする目標に向けたものとなっている。このロードマップについては、平成23年に策定されて以降、廃炉の進捗状況を踏まえてこれまで5回の改訂が行われており、県はその都度必要な意見を述べてきた。一方で、現時点においては、原子炉内部の状況を正確に把握できておらず、燃料デブリの取り出し方法などが明確になっていないことから、県は国に対し、廃炉に向けたプロセスを一つ一つ具体的に精査して、より精緻なロードマップを策定するよう求めている。引き続き、国と東京電力に対し、中長期ロードマップに基づき、廃炉を安全かつ着実に進めるよう求めている。

古市三久委員

中長期ロードマップの改訂は全く求めていないのか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップの改訂については、国が適切に判断するものと考えている。

古市三久委員

国の問題との答弁であるが、県は県民に対して廃炉の進捗状況などの情報を正しく伝える義務がある。国任せでよいのか。県は根拠のある情報を入手し、しっかりとした考えを持ち、国に求めていくべきであると思う。確かに原子力発電所の建設や安全管理は国の問題であるが、原発事故により被害を受けているのは県民である。

国にきちんと要望すべきことを考えていく必要があると思うが、部長の答弁を求める。

危機管理部長

現在、中長期ロードマップに基づいて困難な廃炉作業が続いている。特に燃料デブリの試験的取り出しに関しては、1回目は様々な問題が生じ心配する声があったが、2回目は順調であったと認識している。問題の原因等をしっかりと分析した上で、現在の中長期ロードマップにおいて未記載の具体的な手順等を埋めながら、中長期ロードマップに基づく作業が前進するよう、県としては国や東京電力に要請をしていくことに尽きると考える。

古市三久委員

燃料デブリの取り出しは相当の時間を要するため簡単な話ではない。県は廃炉監視協議会等で廃炉作業に対する県の考えを固めて、国に要望すべきことは要望し、東京電力に言うべきことは言う必要がある。使用済み燃料プールのある原子炉建屋が地震などで倒れた場合には大変なことになるため、優先順位をよく考えるべきである。一つ一つのことを検証したり、廃炉監視協議会で議論して提案したりするなど、県の今後の進め方について部長の考えを聞く。

危機管理部長

廃炉作業については、燃料デブリの取り出し、使用済み核燃料の取り出し、地下水の流入対策、廃棄物対策など様々な課題がまだまだ山積している。これらを一つ一つ解決し、東京電力が廃炉に向けて取り組んでいくためにも中長期ロードマップが非常に重要であると考えている。中長期ロードマップに基づく国や東京電力の進捗状況について、県が所管している廃炉安全監視協議会において専門家を交えて監視し、引き続き必要なことは国や東京電力にしっかりと物申すという姿勢で臨んでいく。

古市三久委員

県民の利益のために、国、東京電力に対し廃炉が2051年までに完了できる根拠を示してもらい、できない場合はロードマップの見直しと県民への説明を県として求めるべきである。部長には新鮮な気持ちで取り組んでほしいため、よろしく願う。

宮川えみ子委員

燃料デブリの試験的取り出しについて、今後3回目はあるのか全く先が見えない。

本格的に取り出したデブリの保管方法や、原子炉建屋が倒壊する危険性等、今後の取組が見える形での説明がないため、県民は非常に不安を抱えている。県として県民に対する説明責任をどう果たしていくのか。

原子力安全対策課長

県民の安全・安心を確保するためには、福島第一原子力発電所の現状や今後の取組、トラブル等が発生した際の対応状況などについて、正確な情報を県民に知らせていくことが重要であると考えている。県としては、これまでも国と東京電力に対して科学的根拠に基づく正確な情報を広く発信するよう求めており、引き続き強く求めていく。

宮川えみ子委員

県民に説明責任を果たせる対応を要望する。

古市三久委員

処理水タンクの解体基数を聞く。

原子力安全対策課長

タンクの解体数は、J 9 タンク群が12基、その隣にある J 8 タンク群が 9 基である。現在 J 9 タンク群の12基のうち 8 基まで解体が終了している。

古市三久委員

タンクの解体については当初の計画どおり進んでいない。ALPS 処理水は、80 m³/日発生するため、年間でタンク30基が必要である。12基を解体しても毎年30基ずつ増えることから、廃炉が予定どおりに進まないことは明確である。止水せずに海への放出を前提にしていることも含め、しっかりと廃炉安全監視協議会などで議論してもらい、国と東京電力に対して、しっかりと取り組むよう伝えるべきであると思う。その辺りもぜひ議論し取り組んでほしいため、よろしく願う。

高宮光敏委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

再開は午後 2 時45分とする。

(午後 2 時 3 8 分 休憩)

(午後 2 時 4 5 分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案 2 件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第89号について、各委員の意見を尋ねる。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第89号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第90号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第90号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

新規請願59号については、さきに審査した議員提出議案第89号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願60号については、さきに審査した議員提出議案第90号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月1日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月27日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時49分 散会)